

(外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令 第九号様式)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

(1) 今回の募集(売出) 金額

a 今回発行登録により募集又は売出しを行う債券の発行価額又は売出価額の総額を募集又は売出しごとに記載すること。

b aにより記載すべき額が外国通貨をもつて表示される場合には、本邦通貨に換算した金額を併記するとともに、換算に当たつて採用した基準を注記すること。

(2) 発行登録書の内容

a 「発行登録番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録を行うに際し提出した発行登録書に付された番号を記載すること。

b 「有効期限」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録について発行予定期間を経過する日を記載すること。

c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。

(3) これまでの募集(売出) 実績

a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(4) 残額

「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載すること。

(5) 縦覧に供する場所

証券取引所に上場され又は証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている場合には、縦覧に供する証券取引所又は証券業協会の名称及び事務所の所在地を記載すること。

(6) その他の記載事項

投資者保護の観点から必要と認められる事項及び特に目論見書に記載しようとする事項がある場合には、その内容について記載すること。

(7) 参照情報

訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。